

名古屋学芸大学における公的研究費に係る不正取引に関する処分方針

(目的)

第1条 この方針は、「名古屋学芸大学における公的研究費の運営・管理に関する規程」第20条に基づき、名古屋学芸大学（以下、「本学」という。）が研究費等により発注する物品等の調達、役務の提供に係る委託、工事の請負その他の契約（以下「物品購入等契約」という。）に関して、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この処分方針において、「取引停止」とは、物品等購入契約に係る取引業者への選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3条 最高管理責任者は、取引業者が、別表各号に定める措置要件に該当するときは、情状に応じて期間を定め、取引停止の措置をとるものとする。

(取引停止期間)

第4条 最高管理責任者は、前条別表各号に定める措置要件に該当する場合は、1か月以上12か月以内の期間を定め、取引停止の措置をとる。

2 最高管理責任者は、取引停止の措置を行う場合において、当該業者が極めて悪質であると認められるときは、12か月を超えて、取引停止措置の期間を延長することができる。

3 最高管理責任者は、取引停止の措置を行う場合において、当該業者に情状を酌量すべき特別な理由が認められるときは取引停止の期間を変更することができる。

4 最高管理責任者は、取引停止期間中の業者が、その事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、その業者について取引停止措置を解除するものとする。

(取引停止措置の通知)

第5条 最高管理責任者は、取引停止又は取引停止の解除を行ったときは、当該業者に対し、書面により通知するものとする。

(取引停止措置に至らない場合の措置)

第6条 最高管理責任者は、取引業者が第2条の規定による取引停止措置に至らない場合で、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭により警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(事務)

第7条 この方針に関わる事務手続きは、事務局総務課が行う。

(方針の改廃)

第8条 この方針の改廃は、評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この方針は、2017年4月1日から施行する。

別表 取引停止措置要件（第3条関係）

措置要件	
虚偽記載	本学が発注した物品購入等契約に係る書類の提出にあたり、虚偽の記載等があり、契約の相手方とすることが不相当と認められるとき。
粗雑な契約履行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品購入等に関して、粗雑品の納入し、見積書・契約書等に定められた品質・数量について不正な行為を行ったと認められるとき。 ・ 業務委託等に関して、粗雑な契約の履行し、契約書等に定められた事項について不正な行為を行ったと認められるとき。
契約違反	物品購入等契約に関して、契約に違反し、契約の相手方として不相当と認められるとき。
贈賄	取引業者が本学教職員に対して贈賄行為を行ったと認められるとき。
不誠実な行為	前各号のほか、業務に関して不誠実な行為を行い、契約の相手方として不相当と認められるとき。